

大分大学教育学部附属幼稚園保育料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年4月1日制定

平成16年教育福祉科学部規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部附属幼稚園園則（平成16年教育福祉科学部規程第23号）第25条第2項に規定により、大分大学教育学部附属幼稚園における保育料の免除及び徴収猶予に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 保育料の免除及び徴収猶予は、附属幼稚園職員会議（以下「職員会議」という。）の議を経て、学長が許可する。

(保育料の免除)

第3条 保育料の免除は、次の各号の一に該当するものについて行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であると認められる者
- (2) 休園、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

第4条 前条第1号の該当者で免除を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添え、園長を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 家庭調書
- (2) 学資の支弁が困難であると認定しうる市町村長の証明書

2 保育料免除の総額は、保育料収入予定額の0.6%に相当する額を超えないものとする。

3 免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、各期の保育料の納付期限までに受理した願い出に対して、当該期分の保育料について許可する。

4 免除の額は、各期分の全額又は半額とする。

5 免除の許可は、当該限りとする。当該年度内の翌期及び次年度において引続いてこの措置を必要とする者は、改めて申請するものとする。

6 保育料の免除を願い出た者に係る保育料は、免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

第5条 第3条第2号の免除は、次の各号による。

- (1) 休園を許可した者については、次の算式により算定した保育料の全額を免除する。

保育料年額×休園当月の翌月から復園当月の前月までの月数

12

- (2) 死亡又は行方不明のため園籍を除いた者については、未納の保育料の全額を免除することができる。

2 園児又は当該園児の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、次の

各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき保育料を免除することができる。ただし、当該事由発生が当該期の保育料の納付期限以前であり、かつ、当該園児が当該期分の保育料を納付していない場合においては、当該期分の保育料を免除することができる。

- (1) 保育料の各期ごとの納期前6月以内（新入園者に対する入園した日の属する期分の免除に係る場合は、入園前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は園児若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 前項の保育料の免除の取扱いについては、前条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

第6条 保育料の未納を理由として園籍を除いた者については、未納の保育料の全額を免除することができる。

第7条 保育料の徴収猶予を許可している者に対し、その願い出により退園を許可した場合は、月割計算により退園の翌月以降に納付すべき保育料の全額を免除することができる。

(保育料の徴収猶予)

第8条 保育料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する者について行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であると認められる者
- (2) 行方不明の者
- (3) 園児又は学資負担者が災害を受け、納付が困難と認められる者
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる者

第9条 特別の事情のある者については、月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、保育料年額の1/2に相当する額とする。

第10条 保育料の徴収猶予及び月割分納の取扱いは、免除の場合に準ずる。

第11条 徴収猶予の期限は、各期末までとする。

(許可の取消し)

第12条 第2条の規定により許可を受けた者が、許可の決定後、その理由が消滅したとき、又は虚偽の事実が判明したときは、学長は職員会議の議を経て、許可の取消しをする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、保育料免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育福祉科学部規程第12号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育福祉科学部規程第9号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第19号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。